

## 農業系用途地域指定による農業都市の形成に関する研究

北海道大学大学院工学研究科 学生会員 森田 仁  
 北海道大学大学院工学研究科 正会員 岸 邦宏  
 北海道大学公共政策大学院 フェロー 佐藤 馨一

## 1. はじめに

我が国では多くの都市において、工業都市や商業都市など特定の産業に特化し、その産業に適した施設立地や交通整備を行ってきた。一方で、農業を基盤産業とする都市は多く存在するものの、農業を中心に据えた都市整備は行われず、農業都市という概念は生まれてこなかった。これは、従来の土地利用計画が、市街地のスプロール化防止のために市街化区域へ都市サービスを集中させ、市街化調整区域や農業振興地域において開発を規制することによって、農業地域と市街地とを分離させてきたためである。これにより都市部と農業地域の間で都市サービスの提供格差が生じ、農業地域の魅力が低下し、また農地から他用途への転用を規制することで多様な経営形態の形成が阻害されるといった悪循環を招いてきた。

本研究では、農業を基幹産業とする農業都市の形成を提案し、農業地域における新たな土地利用計画の指針を示す。つまり、農業地域と都市部とを分離させず、一体化した地域として捉え、人口分布などに応じた整備が可能な用途地域の提案を行うものである。

## 2. 農業都市の概念

## (1) 農業都市の定義

農業都市は、農業を都市機能の一つとして位置付け、農業の発展によって都市そのものの活性化を図る都市形態と定義する。つまり、現在行われている農地等の農業基盤の確保と保全に加え、これまでは規制の対象となる場合もあった農業の多様な機能を活用した農業形態の形成や、農業従事者の生活基盤施設の整備も両

立することを目指すものである。農業集落等の人口集積地域では、都市施設の建設が可能になるようにして、生活利便性の向上を図る。そのために、都市施設整備の対象範囲は、これまでの市街化区域内のみではなく、行政区域全域とする。一方で、市街地のスプロール化が現在の都市計画においても考慮すべき問題であることから、農業地域でも市街化区域内と同様に、土地利用や建築物の用途に規制を設ける。これまでは対極として分離されてきた都市部と農業地域を一体化し、総合的な土地利用計画を可能とするという点で従来の都市とは大きく異なる。本研究では、都市計画における用途地域制度を農業へ展開した「農業系用途地域」を提案し、農業都市の主要な機能として3つに分類する（表1）。

## (2) 農業系用途地域の指定と特徴

農業都市内における農業系用途地域の、配置イメージを図1に示す。整備拠点地域と市街化区域を幹線道路によって連結し、整備拠点地域、市街化区域の周辺を農業連携地域に指定することで、都市部と農業地域との効果的な連携を可能とすることを目指す。

農業系用途地域は、人口の集積程度や市街化区域と

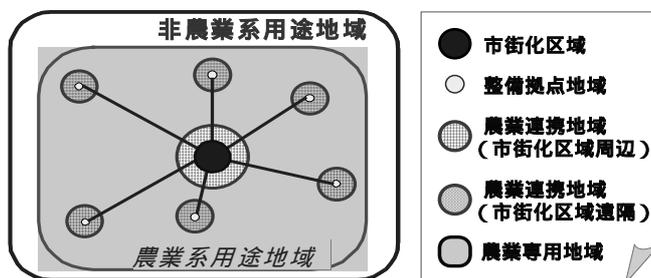


図1 農業系用途地域の配置イメージ

表1 農業系用途地域の内容

農業系	整備拠点地域	農業従事者の生活環境整備の拠点として計画的に整備を行う地域
	農業専用地域	主として農業環境の保護を目的とする地域
	農業連携地域	農地または農業用施設の多角的・発展的な経営を増進する地域

Keyword：農業都市、農業系用途地域、旭川市

連絡先：〒060 8628 札幌市北区北13条西8丁目 Tel/Fax 011 706 6217

の位置関係を基準として指定する。そのプロセスを図2に示す。整備拠点地域は、地域の中心的な人口集積が見られる地域と、小規模の人口集積が広範囲に分布する地域の中心に指定する。ただし、都市機能が集積する市街化区域に隣接する場合、整備拠点として機能しないため、市街化区域に隣接しないことを指定条件とした。農業連携地域は、農業の多角的事業の展開に有利になるように、市街化区域および整備拠点地域の周辺に指定する。農業専用地域は、人口集積が小さく、市街化区域や整備拠点地域に隣接しない地域を対象とする。良好な農業環境の形成を図るため、耕作規模の拡大などによる生産性向上に有利な地域となる。

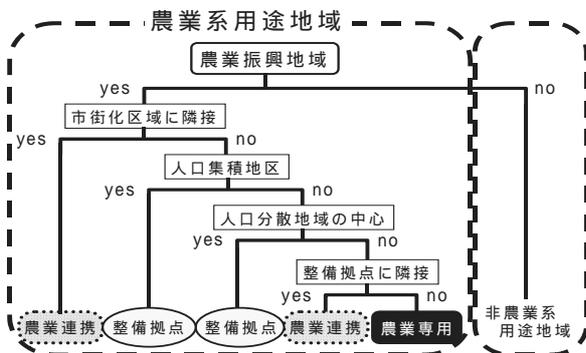


図2 農業系用途地域の指定プロセス

3. 北海道旭川市における農業系用途地域の指定

(1) 旭川市の概要

本研究では、北海道旭川市を対象都市として、農業都市の形成を検討する。旭川市は、市域面積 747.6km<sup>2</sup>、人口 362,359 人（平成 15 年）の北海道第二の都市である。JR旭川駅を含む市街化区域を中心に、2本の環状道路と8本の放射道路が整備されており、商工業の発達が見られる。また、平坦な地形を利用して農業経営が盛んに行われ、全国第3位（道内1位）の生産量を誇る水稲をはじめ、野菜類や園芸作物、花き等の生産も行われる北海道の農作物生産基地としての役割も有している。

(2) 旭川市における農業系用途地域指定

旭川市において、図2のプロセスにより農業振興地域における世帯分布状況、市街化区域との位置関係から農業系用途地域の指定を行った（図3）。5地域を整備拠点地域に指定し、その周辺地域を農業連携地域として指定した。この内4地域は、旭川市の主要幹線道路の沿線に位置しており、都市と農業地域との連携と

いう農業都市における主要な機能を担う地域となる。

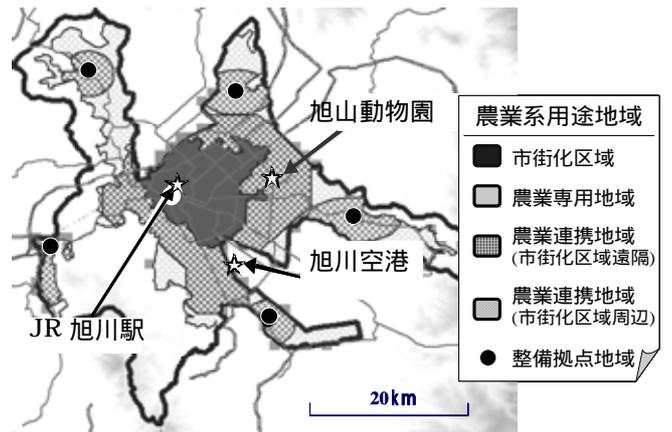


図3 旭川市における農業系用途地域

(3) 農業系用途地域指定の効果

農業系用途地域の指定により、旭川市においてこれまでは都市基盤整備が規制されてきた農業振興地域において、世帯数では全体の約7割、面積においても約6割に都市サービスの提供が可能となる（表2、3）。世帯数、面積ともに、農業振興地域内の約4分の1が新たに都市サービス提供可能エリアに含まれる。

表2 都市サービスが提供可能となる面積

		面積 (km <sup>2</sup> )		
		現状	農業都市	増加率
整備拠点地域を含む地区	神居	23.31	35.33	51.5%
	江丹別	8.72	25.20	189.0%
	鷹栖	15.36	35.51	131.2%
	東旭川	29.68	54.48	83.6%
	西神楽	23.68	34.39	45.2%
	計	100.75	184.91	83.5%
その他の地区		18.25	18.25	0.0%
農業振興地域内の割合		35.2%	60.1%	70.7%

表3 都市サービスが提供可能となる世帯数

		世帯数 (世帯)		
		現状	農業都市	増加率
整備拠点地域を含む地区	神居	233	354	51.9%
	江丹別	34	100	194.1%
	鷹栖	155	392	152.9%
	東旭川	565	773	36.8%
	西神楽	383	595	55.4%
	計	1370	2214	61.6%
その他の地区		175	175	0.0%
農業振興地域内の割合		46.2%	71.4%	54.6%

4. おわりに

本研究では、都市計画区域と農業振興地域とを一体的に計画を行う都市を農業都市として定義し、農業系用途地域とその指定プロセスを提案した。日本の都市は多くの農業地域を抱えているところが多く、今後の農業のあり方として、いかにして産業を維持するか、多角的な経営の道筋をつけるかという観点からも、農業を基盤産業とする農業都市の形成は重要であると考える。